

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）					
地区名	東條西條地区					
事業箇所	愛西市落合町、東保町、西條町、東條町					
事業のあらまし	<p>本地区は、愛西市の南東部に位置し、76ha を受益区域とした低平地の水田地帯であり、水稲中心の農業地域である。地区内の用水路は昭和 47～48 年に木曾川用水関連土地改良事業により、水田用水を対象にパイプライン化されているが、当時は、価格が安く施工性に優れていたことから、石綿セメント管が多く使用された。</p> <p>しかしながら、設置から 40 年以上経過し、老朽化に伴う破損等が頻発しており、石綿セメント管の撤去作業において、農業者・撤去工事従事者等の健康に影響を与えることが懸念されている。</p> <p>このことから、石綿セメント管を塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する影響を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給により農業経営の安定化を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>石綿による健康被害を未然に防止するとともに、農業用水の安定供給による農業経営の安定化を図る。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	6.6 億円		■工事費 4.9 億円、■用補費 0.8 億円、■その他 0.9 億円			
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 33 年度
事業内容	用水路工 13.0 km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の用水管は設置から 40 年以上が経過し、老朽化による漏水事故が頻発してきている。また、設置当時は価格が安く、施工性に優れていることから石綿セメント管が多く使用されており、将来的に農業者等の健康を害することが懸念されている。</p> <p>このため、老朽化している石綿セメント管を全て塩化ビニル管等に更新することで、石綿に起因する健康被害を未然に防止し、農業用水の安定供給を図る必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>石綿に起因する健康被害を未然に防止できることに加え、農業用水の安定供給による農業経営の安定化が図れることから、石綿セメント管の撤去、更新の必要性が高いため。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td colspan="5">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">5.4</td> <td colspan="2">1.2</td> </tr> </tbody> </table>								H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種 区分	調査・設計	←→						工事							・用水路工		←→					事業費(億円)		5.4				1.2	
			H28	H29	H30	H31	H32	H33																																					
	工種 区分	調査・設計	←→																																										
		工事																																											
・用水路工			←→																																										
事業費(億円)		5.4				1.2																																							
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。																																												
判定	<p>A A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 事業計画に無理がなく、地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。</p>																																												
III 対応方針																																													
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																												
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																													
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>・施設の維持管理状況</p>																																													